

## 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

山 形 市

### 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

### 2 促進計画の目標

#### 1. 山形市全域

##### (1) 現況

本地域は、県の南東部に位置し、奥羽山地、山形盆地、西部丘陵地にまたがり、市域の中央部にある山形盆地は、その東側を馬見ヶ崎川及び立谷川の扇状地が占めており、扇状地には市街地が、その西側に広がる農地において、水稻・野菜・果樹・花卉等をバランス良く取り入れた複合経営が展開されている。東部山岳山間地域、西部丘陵地域の中山間地域では棚田等において稲作経営が行われているが平場地域との生産条件の不利を補正するための取組みが必要である。市域南部の一部では有機農法による稲作経営も行われている。また、本地域においては、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域共同によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあることから、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されている。

##### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業（多面的機能支払交付金事業）、同項第 2 号に掲げる事業（中山間地域等直接支払交付金事業）及び同項第 3 号に掲げる事業（環境保全型農業直接支払交付金事業）を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

実施を推進する区域	実施を推進する事業
山形市全域	法第 3 条第 3 項第 1 号及び同第 2 号並びに同第 3 号に掲げる事業

#### 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

#### 5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業（中山間地域等直接支払交付金事業）

##### （1）対象農用地の基準

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

##### ア 対象地域

(ア)山村振興法による指定地域

(イ)知事特認地域

(ウ)棚田地域振興法による指定地域

##### イ 対象農用地

(ア)急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ)自然条件により小区画・不整形な田

(ウ)積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

##### （2）集落協定の共通事項

特になし

##### （3）対象者

交付金の交付の対象となる者のうち、個別協定に基づき5年間以上継続して農業生産活動等を行う認定農業者に準ずる者は、定めないものとする。

##### （4）その他必要な事項

特になし